

招集期日 平成24年1月11日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 1月11日(水曜日)午後 1時30分

閉 会 1月11日(水曜日)午後 3時31分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	宮岡 幸江
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	永澤 美恵子	委員	山本 秀和
	委員	向口 文恵	委員	横田 淳一
	委員	小島 清人		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	沼 井 俊 明	

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時30分）

委員長 こんにちは。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 まず、前回の委員会で協議いたしました常任委員会活性化の予算・決算審査のあり方については、各市の審査状況の調査結果がまとまった段階で、再度検討することになっていましたが、まだ調査結果が出ていませんので、次回以降に改めて協議をお願いいたします。

それでは、次第によりまして進めさせていただきます。

1、一般質問の試行についてを議題とします。前回の委員会では、今後どのような形にするのか意見交換をしましたが、再度協議するものとして持ち帰り、会派の意見のまとめをお願いしています。それでは、各会派より報告をお願いいたします。

保守系クラブさん、お願いします。

横田委員。

横田委員 試行ということでいろいろやってみて、まだ結果的にはどちらがいいかというと、それぞれいいのもあるということで、きちんとした結論は出ていないのですが、会派のほうの話の中としては、一応試行としてやってみたので、1回またもとに戻したほうがいいのではないかと話も出ています。ただ、それで決定しているというわけではないのですけれども、そういう話も出ました。

委員長 次に、公明党入間市議団さん、お願いします。永澤委員。

永澤委員 公明の会派でもその後話し合いをさせていただきまして、私のほうもこの資料を、前回いただいた資料をもう一度よく見させていただきました。やはり試行ということで、今まで経験しなかったことを私たち会派は試行の段階でやってみようということでやらせていただいた結果、議員の私たち個人としては、議員側としては非常に質問がやりやすかったという結果が出ています。ただやはり2回、3回、4回となってくるうちに、答弁が長くなっているという現実がありますので、やはりスムーズな議会運営ということを考えますと、この点は議長の采配によって答弁短くお願いしますというような、簡潔にということを再度執行部のほうに言っていただくという形で短くできるのではないかと考えております。できれば、この試行した段階の質問30分というのが非常にやりやすかったということで、選択制ができればありがたいなと考えております。

委員長 ありがとうございます。

次に、日本共産党入間市議会議員団さん、お願いします。

安道委員　うちの会派でも、今ありましたように、やはり同じようなことが出されました。試行してみまして、両方選択制でできるというふうなことは、やはり両方ともこの選択というふうな形でそれぞれありましたので、どちらかに決定するのではなくて、やはり選択制というふうな形でそれを進めていくという形がいいのではないかと。30分の質問時間確保を選択したほうについては、やはり時間を質問する側が確認しやすいというふうな点では、30分質問時間が確保できたというふうなことはよかったのではないかなと。

また、今も話にありましたけれども、答弁時間が長くなって、1時間を超えるようなことも出てきているというふうなことがあります。改めてやはり答弁を簡潔にというふうなことを執行部側をお願いしていくというふうなことも必要かなというふうに思います。また、1時間を確保している場合、1時間以内でおさまっている場合もあるというふうなことでいうと、帳じりが合っているのかなというふうにも思えなくもないのですが、いずれにしても議会改革というふうなことからいえば、そういった点お願いしていくのが大事かなというふうにも思っています。

うちのほうとしては、選択制でやっていってはどうかというふうなことです。

委員長　次に、みらい市民クラブさん、お願いします。

山本委員　同僚議員の意向も確認をしましたけれども、やはり選択制で現状進んできて、質問する側からとしては非常に使い勝手がいい制度であって、これは継続していただきたいという意向でありました。会派としまして、この制度を今現行選択制で試行しているわけですが、このまま制度として定着をさせていただきたいと。往復60分のほうがいいという方はそちらを選べばいいわけですから、選択できるというのは落としどころとしても非常によろしいだろうというふうに思いますので、このまま定着をさせていただきたいということで会派の意見としておきます。

委員長　ありがとうございました。

一応各会派からご意見が出ましたが、まだお話があればしていただければ、何かあれば出していただいて。今の中では使い勝手がいいので、このまま選択制で進めていただきたいと、それとあと答弁については簡潔に議長より申し入れをしてほしいというふうな話が出たと思うのですが、そのほか何かあれば。

横田委員さん。

横田委員　ちょっとさっき言い忘れてしまったのですが、やはり保守系のほうからも徐々に時間長くなっているの、答弁を簡潔にしてもらおうようにやっぱり言ったほうがいいのではないかと話が出ていました。それを含めて先ほど、そうすると大体60分でおさまっているのかなということなので、戻してもいいのではないかとというような話も、試行からもとのほうにという話も出ましたけれども、まだどっちがいいかということで正式には答えが出て、申しわ

けないのですけれども、出ていない状態です。

委員長　ほかにご意見ありますでしょうか。

大方の意見ですと、選択制をというふうな話がありますが、まだ保守系クラブさんのほうではもとに戻してというふうな意見もあるということで、1度試行ということなので、1回もとへ戻してというふうな意見もあるということであったと思うのです。

どうでしょうか。もう一度持ち帰っていただいて、ほかの会派さんのほうはあれですが、保守系クラブさんのほうでどうしてももとの一本でいくのか、それとも選択制に移行していくのか、その辺のところをもう一度諮っていただいて、再度協議というふうなことで、その前に皆さんから出ている中で一番あったのは、答弁を簡潔にということについては、議長のほうにお話しして、執行部のほうに答弁を簡潔にしてほしいというふうな意見が出ているという内容も伝えておきたいと思います。

はい、どうぞ、宮岡委員さん。

宮岡幸江委員　今このまま続けてほしいというか、選択制でやったらという意見が多かったと思うのですけれども、その中で公明さんと共産党さんのほうからは、いつからというあれはなかったけれども、みらいさんのほうはこのまま定着させてしまうということは、すぐにずるずるというか、区切りなく、もう試行しているのだから、このままいいのではないかという意見だった気がするのですよね。でも、もしやるとなれば、いつからというのはやっぱり決めたほうがいいと思うのです、こういうものはしっかりと。それも保守系のほうが持って帰るとすれば、そういうことも含めて検討することが必要なのかなと思うのですけれども、そこら辺をちょっと皆さんの意見聞いてほしいのですけれども。

委員長　わかりました。

公明さん。

永澤委員　もし選択制ということで始めさせていただけるのであれば、それがいいということですので、またもとに戻して来年度からというよりも、第1回定例会、ちょうど3月が第1回の定例会という形になりますので、3月議会から、定例会から選択制にさせていただきたいというのが一番理想であります。

ただ、基本的に保守系さんのほうでお話がまた持って帰ったときにまとまらないようでしたら、例えばあと一、二回その答弁を短くしてということをお願いして試行を続ける形でも構わないとは思いますが。それで見てください。

ちょっと1つ、これ残念ながら保守系さんのほうで質問の30分を選ばれた方がどなたもいらっしやらないのですね。そういう意味で、できればあと一、二回試行するとすれば、この30分のやりやすさをぜひともどなたかに経験していただければ、そういうことを言っているのだなというのが本当にわかっていただけたらと思うのです。自分の質問の時間だけを自分が

きちっと考えておけばいいというやりやすさというのは、答弁早く、早くという、非常に向こうが長いな、長いなといらいらないで済むという部分で、それでちょっとこの選択制は質問30分いいなという意見が非常に多いので、もしもう一回お持ち帰りという形で検討されるのであれば、あと1回ぐらいは試行して、その中でできればその選択の30分のほうをどなたか経験していただければ、非常にわかっていただけるのではないかなとは思っています。

委員長 次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 うちの会派では、今まで試行でやってきたので、次回からは本実施というふうにとらえておりましたので、そのつもりでいました。ですから、ここで一たん皆さんで議論して、次からいよいよ試行ではなくて実施していくというふうにとらえておりました。ただ、お話にあったように、今検討中というふうなこともありますので、どこまで延ばすかというふうなことですけれども、これはそんなに何回議論しても結果は同じだと思いますので、どこからかやっていきましようというふうに決めて本実施にするのか戻すのかというところだと思いますけれども、多くの声は選択できるというふうなことで、両方の考えを加味しているわけですから、選択制というふうな形をとっていけば、やっぱり60分の今までのやり方でやっていきたいというふうな形ですとやっていらっしゃる方は、やっぱりそのスタイルがいいのでしょうから、そういった点では両方を選択して本実施というのがそんなに無理なことではないというふうにとらえていますけれども、いかがでしょうか。

委員長 そういう意見が出ましたが、何かあれば。

横田委員。

横田委員 これいつまでとある程度決めたほうがいいかなと思うのですけれども、これもちょっと会派、私が思っていることなのですが、次回の第1回定例会までもしくはその次まで、今度6月になりますよね、来年度、来年度というか、までにはそれまでにはその選択制にするのか、その試行でやっているほうにするのかもしくは今までの60分のほうに戻すのかというのは、やっぱり決めないといけないと思いますので、それはそれまでに決めるように保守系クラブ持ち帰って決めるように努力したいというふうに思います。

委員長 ということなのですが、一応持ち帰ってということよろしいですか。そんなに長くはない、かからないとは思いますが、ではこれは持ち帰りということでもたお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。なお、前回の委員会で協議をしていただきました本議会改革、答弁者の反問権の設定については、質問の真意と根拠の確認に限りできるものとして、反問権という表現は使わないという結論が出ました。ただし、時間設定については、一般質問の質問方法の結論が出てから、再度協議するものとなっておりますが、いかがいたしましょうか。ご意見はありますか。

そんなに、前の反問権という、ぴしっとした反問権の反対意見を言い合うような形でなくということで、わからない点を聞くというふうな内容の質問というふうなことなので、そんなに時間はかからないので、その時間内でやるというふうなことも考えられるのですが、どうでしょうか。

〔(それでいい) という人あり〕

委員長 それでいいですか。

それでは、一応内容的には時間設定について、一般質問の方法の結論が出てからというふうな再度協議することとなっていましたけれども、特別時間をとらなくてもいいというふうなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

永澤委員。

永澤委員 やはりきちっと決まってからということでそれも延ばしたわけですから、そこだけが別に問題はないのですけれども、ここできょう結論が出ないのであれば、そちらも一緒にできればお願いしたいと思います。

委員長 では、そういうふうなご意見が出ましたので、その内容のどういうふうな方法でやるかということが決まってから、前の最初に決めたとおり、その時点で反問権でなく質問する時間のプラスアルファについては再度そこで協議するということで進めさせていってほしいというふうな意見が出ましたので、そういうことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。大体方向は出ているとは思いますが、それが筋だと思しますので、その方向でやりたいと思います。

それでは、次に出前講座への議員の参加についても持ち帰り検討することになっていましたので、各党派より報告をお願いしたいと思います。

小島委員。

小島委員 これを議会事務局のほうからもその内容的なことについてこの間もう一度説明があったように思われます。その中でも、やはり回数的にまだ2回ぐらいということと、要望があつてからのことだということなので、議員が私たちのほうでも出る必要はないのではないかとというようなことがありました。

担当のやはり委員長なり、その公平な意見を述べられる方、例えば正副議長だとか、議運の委員長とか、担当の委員長とか、そういう方が行って、議会としてのその委員会等のその内容的なことを正確に答えられる方が行くべきではないかというようなことがございました。そのために一般議員ではなく、やはりその任命された委員会の担当者の者が行くということをお願いしたらどうなのかという意見が出ましたので、特に正副議長、議運の委員長ということで代表で行くのがよいという意見に達しました。

以上です。

委員長 次に、公明党さん、お願いします。

永澤委員 今、保守系さんと同じように、やはり開かれた議会ということですので、せっかくですから議員の参加はあってもよいのではないかという結論に達しました。その上で、やはりその会派というのではなく、議会全体の意見を持っていくということを前提として、議長は大変お忙しいでしょうから、例えば副議長、そしてその質問の内容によっては議運の委員長、そして委員会の委員長までぐらいが限度かなというふうに考えております。できれば副議長、議運の委員長あたりが参加されるのが一番望ましいのではないかと考えております。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 共産党としましては、この点については十分にまだ結論が出ていない状況です。ただこれは、議会主催で行うというふうなものではないわけですよ。だから、そういった点でいうとどうなのだろうかというふうな疑問があります。

だから、議会改革で議会が主催して市民向けに行っていこうというのがこの中でも提案されているわけですよ。議会の市民へのそういった場を設けていこうということは、この中でも提案されているので、これはまた別のものになるわけですね、性質的には。その点でいうとどうなのかしらというふうなことで、まだ十分結論が出ておりません。今回の皆さんのご意見もお聞きしながらも、再度ちょっと練りたいと思っています。

委員長 わかりました。

次に、みらい市民クラブさん。

山本委員 基本的に今保守系さんと公明さんから出たような形の仕切りが落としどころになるのだろうかというふうには認識をしています。基本的に議会報告会というものが現状まだ議論の俎上に上がっていませんので、当面やれるとしたらここしかチャンネルがないことを考えると、議員の参加を全否定する必要はないし、必要に応じて出向く必要があれば、あるいは逆にこちらから出したいということであれば、しかるべき人が行けばいいということだと思っので、そういう部分での仕切りにしておけばいいのではないのでしょうかね。議会報告会がもし皆さんのご一致をいただけてきちっと開けるようになれば、この部分のニーズは議会報告会のほうにニーズ自体が動いていくはずですから、そこまでの多分過渡的なものになるのだろうかという理解を私としてはしているところです。

いずれにせよ、だれかに行ってもらおうとすれば、それをだれかに決めてもらわなければいけないわけで、それでいくと広報委員会さんなら広報委員会さんに振って、そこででは今回議長に行ってもらおうとか、日程的なものもあるだろうし、テーマにもよりますから、その仕切りですよ、仕切り、調整の部分を広報委員会にお願いするような形にして、間口だけ開いておけばいいのではないのでしょうかね。そんな感じで思っています。

委員長 ありがとうございます。

一応皆さんの意見をあれしますと、共産党さんはまだもう少しちょっと検討させてほしいというふうな内容が出ています。接点がこしかないので、みらいさんのほうだと、そこで参加したらどうかというふうなこととか、あとしかるべき人というのは、副議長とか議運の委員長とか常任委員会の正副委員長とか、その辺の方が役目として出るのでしたら参加したらどうかというふうな意見だったと思いますが、共産党さんのほうでまだ意見が出てはつきり決まっていないので、一応持ち帰っていただいて検討していただくというふうな形でよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

委員長 それでは、再度検討していただきたい。持ち帰り、各会派でご検討をお願いしたいと思います。

それでは、次に継続協議の検討項目について終了しましたので、2、今後の検討課題の一覧からご協議をお願いしたいと思います。

まず、短期・中期ナンバー2、常任委員会活性化、③、委員会立法の取り組み強化からご協議をお願いしたいと思います。

これについては、みらい市民クラブさん。ワークシート9ページ。常任委員会活性化の中の委員会立法の取り組み強化ということで。

〔(いいですか、委員長) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ、お願いします。

山本委員 ワークシートの9ページ目にご提起をさせていただいておりますけれども、現状各常任委員会での所管事務の調査ということで、協議会の形で今試行で各委員会やっておられるかというふうに理解をしております。これが今後今走り始めたところですから、まだそれぞれの委員会で温度差もあるでしょうし、取り組みの状況にいろいろ濃い薄いはあるのだろうとは思いますが、これが充実していくことを前提として、そこで出てきた議題とか論点とかいうものをきちんと整理をして、委員会立法の取り組みということですから、委員会の議案の提出権というのが認められるようになったわけですから、そういう条例にしてみようとか、そういったみんなをまとめて一つの政策的な形のをきちんと作り上げていくという作業をやっていこうということの問いかけになります。

これをやろうと思えば、今までのその委員会のありようとは大分違うことをやっていかないといけないわけで、そういった部分での前提条件が先ですよ。みんなでその議論をして話をまとめていくという作業をやっていかないといけないわけですし、当然そういう部分の中で条例を1本つくろうということであれば、法規の知識であったり、いろいろと勉強しないといけないことも出てくるわけで、そういったことの取り組みをきちんと積んでいこ

うということであります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、この点について協議をしていただきたいと思いますが、今の説明の中で質問等  
はありますか。

小島委員。

小島委員 山本委員に④の内容の中に、前述の所管事務調査とありますが、この調査というのはどの  
ようなことを考えての調査なのでしょう。

委員長 山本委員。

山本委員 所管事務調査という言葉自体は、自治法上にありますよね。閉会中の事務調査ということ  
で既にある言葉なので、そのように書かせていただいています。現状それぞれの常任委員  
会の中で今それぞれテーマを決めてやっておられるかというふうに思うのですね、協議会の中  
で。うちの会派としては、そもそものところでこれをきちんとした委員会としてやりまし  
ょうということでご提起をして、いろいろ各会派のご意見もあって、今試行段階ということ  
で協議会の形で任意でやっていますよね。そういう内容のことです。

例えば福祉教育常任委員会であれば、何かこういう福祉サービスのあり方についてとかあ  
るではないですか。そういう部分で、例えば条例にするとか、あるいはきちんとしたレポー  
トをまとめるとかあるではないですか。そういったことをきちんとやっという趣旨  
で書かせていただいているということ。

〔(わかりました) と言う人あり〕

委員長 よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

永澤委員。

永澤委員 これはちょっと勉強不足で大変申しわけないのですが、取り組み強化というのはど  
の辺までを目指していらっしゃるというか、その委員会、今のところ委員会の中での自由討  
議はまだ決定されていないです。そうすると、その中でどの辺までを目指してらっし  
やる話なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長 山本委員。

山本委員 一番高いレベルの目標で考えると、やっぱり議会として政策条例をつくろうよという話に  
なるのだと思うのです。うちの市議会でも以前そのアイドリングストップ条例ですか、  
この前廃止になりましたけれども、議員提案で政策テーマできちっと条例をつくるという取  
組みを過去にあったわけですね。こういうのを委員会から議案として提案することがで  
きるように平成19年の自治法改正でなったわけだから、委員会としてみんなで意見を持ち寄  
って、ではうちのまちにはこういう条例をつくろうとか、条例とまでいなくても、こうい

うふうな形で政策を進めていったほうがいいよといった政策提言をすとか、そういった部分で議会からこうしたほうがいいよという話をきちんと機関として出せる方向を目指すというのが一つの目標になるだろうなというふうに思います。

委員長 永澤委員さん、いいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 もう一つ、今永澤委員のお話の中での関連かな。山本委員のほうに質問なのですが、その今アイドリングストップの議員提案で立法したではないですか。今までその後一本もないですよ。だから、議員自体がやろうと思えばいつだってできるわけですよ、今でも。委員会でもできるというふうになれば、これはこの強化というのは、みんなそれぞれがそういう思いでやれば、いつだってできることで、これをどういうふうに強化してつくれるような委員会にしようかというものの具体的なイメージがわからないのですけれども、これ出されても。だから、そのところがちょっとよくわからないので、会派に持ち帰ったときにもこれをどういうふうに皆さんに説明したらいいのかなというのが、議員一人だって議員立法というのでできるわけだから、今のまんまでもこれ差し支えないのではないかと言われたときの、ではどういうふうに皆さんに説明していったらいいのかなというところをちょっと教えていただきたいかなと思います。

委員長 山本委員さん。

山本委員 おっしゃる点はわかります。道が2つになったわけですよ、平成19年の自治法改正で。1つは12分の1だから、うちの市議会だと提案者ともう一人仲間をつくれれば議案として出せるというのが確かに道として開かれています。もう一方、委員会として出すことができますねと、新しい道ができましたと。

では、12分の1で出せるではないかというのは、確かに理想論としてはあるのですが、これは実際に自分で何回か出そうとしてポシャった経験がありますから、経験者として申し上げると、12分の1で案を書いて上程しようとすることはできますけれども、当然それを通すには出席者の出席議員の過半数の賛成を最後にとらないと通らないわけですよ。その政治過程が裏に回ってしまうわけですよ、結局、議案として出そうするときね。やっぱりそれで最終的にうちでいったら11人なら11人、12人なら12人、会派を超えて賛成の同意を取りつけないと通らないわけだから、それだったらその労力たるや相当なものだと思いますよ、やっぱり。各会派の皆さんでそれぞれ議論をしていただいてという部分の中を全部それを非公式の協議の中で積んでいくとなると、これ相当の労力必要になる。

委員会というところで、常任委員会でも特別委員会でもそうですけれども、そこでみんなが平場で持ち寄って、こうするべ、ああするべという話ができ結果として上がってくると

いうことは、合意形成の過程相当早くなるわけですよ。相当出しやすくなる道のはずなのですよ。議員個人の調査能力の面からも限界があるわけですよ。議会には調査権あるけれども、議員には調査権ないのだから。それでいくと、委員会というところの場で、ではこういうテーマでみんなでちょっと考えてみるべと話になれば、いろいろ物議はあったけれども、参考人を呼んで話を聞きましょうとか、公聴会を開いて市民の皆さんに聞きましょうやといったような道は委員会であれば開かれているということを見ると、委員会のほうでみんなを持ち寄ってみんなで合意のとれるところで、そしてそれがその過程が市民に見えるわけですから、見えるところでそうやってやっていこうということで行くと、この委員会立法の道というのは非常に有意義なものであるし、かつ多分皆さんそれぞれの提案が今後こんなことやりたいと思ったときに、委員会のほうを通してきちっと形づくっていくという道がきちっと確立をされていけば、相当その作業というのはハードル下がるはずなのですよ。その部分でいくと、議員立法出しやすくなるはずなのですよ。そういう部分でいっても、こういう部分でみんなが平場で勉強しましょうよというところから始めてやっていくということは、非常に意味があることだと思っています。その点でご理解をいただくと大変ありがたいなというふうに思います。

委員長 宮岡委員さん。

宮岡幸江委員 私自身は反対しているとかなんとかではないのです。ただ、今やっているものでいいのではないかというものをひっくり返す中で、今言われたようなのだと、なかなか理解されにくいというのかな、1人でやろうが、委員会で1人の意見を通すというか、皆さんと議論をしても、やっぱりそれが本当に必要かどうかというのは理解を得るには結構な労力要るではないですか。だから、それを本当に議員としての働きの中では立法権あるわけだから、それをしっかりと仕事の中の一つとしてやるのは当たり前で、それをどうやって取り組むかというのをみんな考えていかなければいけないとは思っただけけれども、それを具体的に今では本当に今のまままでできるよとさっきから言っているのだけれども、なるものを、ではどういうふうにみんなに説明していくのかなということで、今の話聞いているとちょっと難し過ぎてみんなにはどうやって話そうかなって感じなのですね。

今までの石本さん、前の議員のアイドリングのときには、私が見ている限りでは彼は1人かなり頑張ったのだとは思っただけけれども、そんなに苦勞というか、時間もかけずにできたように私は感じたのです。だから、そういうことを見ていると、今だってやろうと思えば、本当に必要なものならばできるのではないのというのがあつたのね、今のままだ。だから、そここのところでももっと強化するためにはこういうものはもっと必要よというのが、この3つ出されているけれども、①、②、③と出ていますけれども、どういうふうに今のまま以上に、委員会を活性化させるということのところですよ。だから、そういう意識を持って

らうというかね、議員の皆さんにね、すべての方たちにね。というところなのだけれども、そこのところがちょっとどういうふうにお話ししたらば、ここの委員の方たちはいろいろなことをわかってやってられるけれども、ここへ出ていない多くの人たちにそれを納得してもらうためにどういうふうにお話ができるのかなというのがちょっといまち私たちのほうでイメージできなくて、お話の持っていきようがないというのは今現状かなと思っているのですけれどもね。

委員長 山本委員。

山本委員 なかなか漠然とした話であって、恐縮だというのが確かにあるのですけれども、要はこれ要するに内容のところ丸3つ書かせていただいている。要するに委員会の段階で議案外の質疑をやろうと、まだ議論の俎上に上がっていませんけれども、議案外の質疑もやったらどうかと。議員からの討議もやったほうがいいよねというのがうちも出させてもらっている。所管事務の調査についても、充実やっていったほうがいいよねということでうちからも出させていただいた経緯があります。それ全部そういうのが全部サイクルで回るものだというところで理解していただければというふうに思うわけです。

要はその委員会として持っている調査権であったり、いろんな権限を持っていますよね。当然議案を提出する、提案する権限も委員会としては持っているという前提の中で、そういう権限をうまく使っていこうということですね、基本的には。だから、ここの取り組みの強化という部分について特化して言うとなると、そういうみんなで持ち寄ってきて議論をして、出てきた一本こうしたほうがいいよねという話が出てきたときには、やっぱりそれを市民の皆さんに意見を聞いてみようとか、利害関係者の人に意見を聞いてみようとか、やっぱり理事者の意見も聞かなければいけないから、来てもらって呼びましようよと、呼んで話を聞くとか、あるいは最終的には条文の形にするとなると、当然そういう部分での調整も必要になってくるから、そういうこともやらなければいけない。そういう部分での私たちのスキルも上げていかないといけないし、そういう持っている権限をすべて使えるような形にしておかないといけないよねということです。案がやりたいとって出てきてから、慌ててそのああでもない、こうでもないやり始めるというのは非常にまどろっこしいものになってしまうから、いつそういう形で出されても仕組みとしてちゃんと粛々と進めていけるようなあらかじめ線路は敷いておいたほうがいいだろうとか、そういった部分での条件の整備をきちとしようということですね、基本的には。

だから、これを出したからもう1 常任委員会2年の任期で必ず1本は出さないといけないとかというようなことを言うつもりは毛頭ないので、ただいつ来ても大丈夫なように、こういう案件が出てきたときにはこういうもみ方をして、このタイミング、こういうところまで来たら例えば参考人を呼びましようねとかいったようなことをきちんとルールとして共通認

識を持ってできれば、できればというか、その前提として22人みんながこういう制度があつて使うときには使うのだべという話がきちっとコンセンサスとれるという状況をきちんとつくるというような意味合いですよね。理想的な書き方になってしまっているのは恐縮なのですが、基本的には私たちの心構えをそこまで持っていこうねという、そのために必要な条件はちゃんと継続的に整備をしていこうということでご理解いただけたらなというふうに思います。

確かにおっしゃるとおり、その気になってしまえば、それはもう1人でやれる人はやれるのかもしれないけれども、思っているけれども、なかなかうまくいかないべという議員さんも多分いらっしゃるだろうから、そういう部分をきちんとくみ上げていくためにも、こういう形で議論の土台だとか進め方みたいな部分がきちっと組み上がっていれば、その部分はそういうルールの中で救済、救済というか、そういう部分吸い上げていけるのではないですか。その部分で間口広がるわけだから、そういう取り組みを継続してやっていこうということでご理解いただければというふうに思います。ちょっと漠然として持って帰りにくいかもしれませんが、考え方みたいなところでご理解いただけたらということ、だからこれをやる、やるべと決めたから、何か急に一朝一夕でがっとう物が動くという性質のものではないということではありますけれども、そういう方向でいこうやという話でご理解いただければということで、はい。

委員長 安道委員さん。

安道委員 今のお話を聞いて、大枠として委員会を活性化させて、持っている機能を十分に活用させる、そのための条件整備を整えていくというふうな点では、いいのかなというふうに、大枠としては、とらえ方としてはいいのかなというふうに、議会改革なわけですから、その点をきちんとつくっていこうというふうな点では、方向性としてはいいのだと思います。

ただ、この中で自由討議の実施であるとか、議案外質疑の実施とかというふうな形になってきますと、要するにまだ経験していないというところでいて、これからのことになってくるので、そういった点でこれも当然に保障されていくべきことだろうなと、今後思いますし、その参考人招致とか、公聴会なども実施していくなんていうふうなこともきちんと整備していくというのも必要になってくると思いますけれども、まだその点でどの程度合意がとれるのかなとか、あるいはやっていけるのかなというふうなところでのやっぱり不安もありますし、そういった点ではもう少しちょっと議論が必要かなというふうに思っています。

委員長 山本委員さん。

山本委員 安道委員さんおっしゃられたとおりで、要するにではこれ仮にここでもしお認めをいただけて、こういう方向でいきましょうやという話に議会全体として合意がとれたとして、では具体的にどうします、何をどう整備していこうという部分が当然この次のステップで出てく

るので、そこがまたこの場等々で継続して議論をしていけばいいのかなというふうに思いますね。これも多分各党、各議員さんでこういうステップを踏んだほうがいいとか、こういう手続が要るよとかいうふうな話とか、ここは丁寧に進めたほうがいいよねとか、いろいろ皆さんご意見あると思うので、委員会の立法、例えば政策条例1本つくるに当たって、どういう過程を踏んでいくべきであって、そのためにはこういう手順を踏んでいくのが一番丁寧にいいよねとかいう部分見ながら、ではどのぐらいの時間がかかるのかという部分も含めて議論していけばいいと思うのです。丁寧に手順を踏めば踏むほど、今度作り上げるまでに時間かかるようになってくるので、時間との関係ではどういうふうにやっていけば、大体皆さんの合意がとれて、使いやすいところで道ができるかということだと思うので、この詳細の作り込みの部分はぜひ継続的な検討の中で、うちの議会でみんなが使い勝手のいいようなものでやれたらいいのではないのでしょうかね。

だから、余りがつつり書かなかったのもそういう部分ありますので、うちのやり方として、だから会津若松さんなんかは非常にきちんとしたサイクルをもうおつくりになっているけれども、あれをあのままうちでやれるかと言われると、なかなか難しいところもあると思うから、そういう部分でだから余りきちんと細かく書き込みをしてということにはしなかったの、その部分委員長にもお願いしたいのですけれども、このテーマ大枠で決めていただいて、あとはこの後のほかの項目の議論とも絡んでくると思うので、そういう中で念頭に置いて進めていただければいいかなというふうに思いますので、その点ご理解いただけたらというふうに思います。

委員長 最後、こちらにお話が回ってきたので、大枠で考えるというふうな、こういうふうな議員には立法の取り組みもできるというふうなことが一応19年の地方自治法の改正でできるようになったというふうな内容があるということを理解した上で、いろいろな話し合いを持っていていただきたいという、そういうふうな考え方を理解するという程度にここではとどめて、それで具体的に何をどうするのだという確かなイメージもわからないですし、例えば議題外質疑をした中での問題点が出てきたら、それで議員で討議をして、ではどういうふうな条例をつくっていったらいいのかというふうな取り組みになっていくのかもしれないし、その辺のところは具体的にちょっと出てこない、イメージで話をしてもちょっと進まないような気がしますので、一応は議員のほうの立場として議員として立法はできるのだというふうな理解をした上で、これから先の話を進めていけば、大枠でいいのではないのかというふうな話になりましたので、その辺のところにとどめておいて、具体的に何をどうするかというなかなかイメージできるまで難しいと思いますので、そういうふうないろいろなことをやりながらできてくるのかもしれないし、具体的な問題できたときにはどういうふうな段取りで進んでいったらいいのかというのは、その段階で出てくるような気がしますので、と

りあえずはだからこの段階では一応立法ができると、議員として立法ができるというふうなことにとどめておいて進めさせていただいていいですかね。それとも、何かそれ以上のものがあれば、ちょっと話していただければ。

はい、どうぞ、永澤委員さん。

永澤委員 今、委員長言われたとおりなのですが、今回この委員会立法の取り組み強化だけがぼんと独立して出てきてしまっているの、何か違和感があるのですけれども、やはりその議員間の自由討議の委員会の中での自由討議、またその議案以外の議案外の質疑とかいうものとの3点セットというのですか、そういう形の中の最高峰に最終的にはこういうこともできるよということだと、私は先ほどのお話で理解をさせていただいたのですね。

そうしますと、やっと来年度から費用弁償もなくなりまして、非常に委員会としても委員会を持ちやすくなる中で、その自由討議とか、その委員会の持ち方をどうするかという中の一つの委員会の活性化という中できちっと議論をしていくというのが、一番ふさわしいのではないかなと思いますので、まだちょっとその自由討議の部分とかが決定されていない中で、最初にぼんときてしますと、せっかくいいものでありながら、ちょっと誤解されてしまう部分もあるので、全体的なセットというふうに考えていったらいかがでしょうね。

委員長 具体的なイメージというよりも大枠としてこういうふうなものが考えられるのだということ。

提案者も、はい、どうぞ、山本委員さん。

山本委員 永澤委員さんおっしゃられた部分もあって、以上ご整理いただいた部分でおおむねそういう感じなのだと思うのですけれども、できればこの任期末、一番最後の段階で一定多分これほかの上げている項目も含めて一定進んでいくのであろうというふうに理解をしますから、任期末のところこの部分もう一度議論していただけたらなというふうに思います。多分その段階ではある程度その委員会での取り組みもこれ今後充実していくのでしょうから、一定の姿が見えてくるようになると思うので、ここの場では基本的な考え方というか、方向性というか、目標みたいな部分でご理解いただいて、最後の時点でここまでの歩みを振り返ってもらえるような形で、ではこれ次の任期どうしましょうというふうな形で議論していただけるのが一番いいのかもしれないですね。

基本的な考え方の部分になってしまわざるを得ないので、現状においては。ここで私がフロー図をかいてお渡ししたとしても、多分雲をつかむ話であることにはほとんど変わりが無いと思いますから、実際に動いてみた後で振り返る形で、ああ、ではこういう方向へ進んで、では次のステップは改選をまたいだ後にこういうふうな形でやっていけるねみたいな話で橋渡しでもっていければいいのかなというふうに思いますので、ちょっと置いておいていただけたらということで、詳細な部分を置いておいていただいて、ご同意いただけるのであれば

その委員会の活性化の方向性をこっちへ持っていくという部分の大枠のご理解をいただければということでよろしいのではないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 わかりました。

今、話が出たように、そういうふうなことで進んでいきたいとしますので、そういうふうな、そういうふうなというよくわからないとは思いますが、いずれは条例化していろいろ決めていくわけですから、ここで条例をつくるということは立法化ということになってくるとしますので、そういうのは念頭に置いて進めていきたいと。

ここでちょっと10分間休憩をしていただいて、また進めていきたいとしますので、よろしくお願いします。

午後 2時20分 休憩

午後 2時31分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、短期・中期ナンバー3、情報公開、⑤、予算書、議案などの資料充実についてを議題といたします。これは、21ページ、共産党さん。はい、お願いします。

安道委員 これ、以前にも説明したかと思うのですけれども、議案の内容をより正確につかむと、これは議員としてですけれども、そういった点では予算書などの積算根拠を明らかに示していく、あるいは補助金の基準の内訳を示していったりというふうなことをこの資料の中に盛り込んで、予算書などに盛り込んで市民にとってもわかりやすいものを出していくというふうなことで、そういった点もう少し工夫する必要があるのではないかなというふうなことで、こうした項目を出しました。

委員長 ありがとうございます。

この点についてご質問があればお願いしたいと思うのですが。

吉澤委員。

吉澤委員 前回は決算書、他市の、見させてもらって、こういうのがほかのいいねというのも、ああいうのも含めての提案なのですからけれども、これはどちらかというと執行部側のお願いに、議会からのお願いになると思うので、もしこの場で皆さんの意見が一致すれば、もう少し細かいものも議案と一緒に出示してくださいよというところで、その執行部のほうとしてもいろいろ折り合いつけなければいけないと思うのですけれども、具体的にちょっとまだ例えばどういうのがいいというのは難しいのですが、そういうのをちょっと検討していただけたらなというふうなことなのですからけれども。

委員長 わかりました。

〔(ちょっといいですか) と言う人あり〕

委員長 宮岡委員。

宮岡幸江委員 共産党さんのほうに質問なのだけれども、ここの内容のところは市民が見てもわかる資料にというのは、これいつの、今吉澤委員が言ったのは、議員にとってわかりやすい資料ですよね、さっき決算書や何かのわきにもうちょっと細かく書いてもらうというのは。市民が見てもわかる資料にというのは、また別ですか。

委員長 安道委員。

安道委員 だから、そういうふうにはまず私たち議員にとってもよりわかりやすいものを出してもらうというふうなことが、ひいては市民にとってもわかりやすいものになるわけですよ。市民にとってより身近な議会にというふうな点では、だから市民向けに別につくるというものではないわけです。さっきもあったように、その予算書、決算書なりを私たちにとってよりきちんと審議しやすい内容に充実したものにしてもらう。それがひいては市民にとってわかりやすいものになるという意味合いです。別個につくるというものではないということです。

委員長 ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。

永澤委員。

永澤委員 非常に理想的にはすばらしいと思うのですが、積算根拠を明らかにするとかになってくると、その市民に対してというのと非常に変な話、素人が見て全くわからない、本当に市役所独特のやはり款項目というね、普通ないようなそういうものだと思うのです。なので、ちょっとその辺がおっしゃっているところが理想なのではけれども、なかなかすごい膨大な資料になってしまうのかなというおそれがあるのです。

それで、決算の場合には、決算書の場合には構わないかもしれないのですが、予算ですので、なかなかそこまでの細かい部分というのは非常にどうなのだろうなというのが、ちょっと難しいかなというのはちょっと感じるころなのですが、その辺は本当に執行部にお聞きしないとちょっとわからないのですけれども、どのあたりを充実という、どの辺までを充実というふうに考えていらっしゃるかというのがもう一つつかめないのですけれども。

委員長 吉澤委員。

吉澤委員 例えば太陽光発電の補助とかありますよね。それについて何件分、何人分とかいうのがあると、こちらも審議するときにはわかりやすいのではないかなという意見が出ました。いろいろ積算根拠って確かに膨大なのです。だから、どこまでを折り合いつけるかとか、いろいろあると思うのですけれども、ただそういう事業に対して大体何件分の予算だよというのは割と簡単に出るのかなというふうに思うのですけれども。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長 永澤委員。

永澤委員 そうすると、予算書そのものではなくて、その概要というか、新規内容の概要とか、市民

向けにこういったというのがもう一つつけられてきますよね。その部分をもう少し細かくと  
いうふうな解釈でよろしいのですか。

委員長 安道委員。

安道委員 そういうものになってくるのかなと。だから、そういった点でもこの中でこういったもの  
がよりいいのかというふうなことを一緒につくっていただければなというふうに思う  
わけですけども。

委員長 吉澤委員。

吉澤委員 多分審議の中で、予算でも決算でもいろいろな審議の中でそういう質疑もされますよね。  
でも、そこが簡略化されると、また別の方向でもっと深く質疑もできるのかなと、最初にそ  
の知っていたほうが。だから、そういうの含めて今回提案させてもらったのですけれども。

委員長 山本委員。

山本委員 基本的な考え方は同じですが、きちんと詳細に数字がつかめるほうが議論が充実するのは  
おっしゃるとおりだし、そういう形での資料がきちっと事前に提供される。もう一步踏み込  
めば、そういう形でつくられた資料が市民にもきちんと公開をされるということが一番望ま  
しいと、私たちは考えるところです。

ただ、おっしゃられるように、その例えば予算書本体、結構分厚いですよね。あれに備考  
欄に全部びっしり書き込んだら、多分厚みが今の2倍から3倍ぐらいになるのかな。もう背  
表紙割れるぐらいの多分厚みになってしまうだろうという心配もするわけですね。本体に盛  
り込むのに限界があって、恐らく別添の参考資料等でどかんと調書をつけてもらうような話  
になるのかなというイメージを私はちょっとお伺いして持ちました。

今、たまたまちょっとさいたま市さんの補正予算の参考資料というの、これ告示されると  
ホームページに上がるのだそうですけれども、上程されると。中を見ましたら、やっぱり主  
な事業についてはこれ2段になっていますけれども、事業ごとにきちんとシートが出てくる  
という形になっているようでした。こういう形のものだったら、ある程度その額が大きいも  
のとか、重要なものとかに絞り込んで出してもらえるという形であれば、不可能ではないの  
かなという。これ例えば秘書業務だとかそういうところまで全部出せと言ったら、もううち  
の事務事業評価シートがあれば分厚いシートでもうファイル3冊ぐらいになっていて、あんな  
全部渡されてもえらいことになるので、ある程度絞り込んだ形で主要な事業についてこう  
いうシートを出してもらえるといいのかなというふうに思いました。

議会基本条例とかつくっていらっしゃる多くの多くで条文になっている中に入っているの  
に、その議会への政策情報の提供についてとかというので、こういう情報は必ず議会の側に  
提供されなければいけないというのを決めておられるところが結構ありまして、大体どこと  
も同じような項目で7項目、これ大東市さんですけども、政策等を必要とする背景、提案

に至るまでの経緯、その経緯・過程の中に市民がまじったかどうか、あとほかの自治体と比べてどうなのか、市の総合計画の中でどういうふうに位置づけられるか、財源をどこから持ってくるのか、最後、その政策の費用対効果って、これ大体7項目、大体政策情報7項目ということで、どことも同じものが入っているみたいなのですけれども、そういったものをきちんと主要事業について出してくれみたいな話にしていけば、多分ご所望の部分の論点についてはきちんと出てくるのではないかなという気がしましたね。ちょっと参考まで申し上げておくと、そんな感じだろうかなというふうに思います。

委員長　ほかにご意見ありますか。

向口委員。

向口委員　私も今の山本委員のお話とか、共産党さんのほうのお話を聞いていて、もちろんこういうことというのは必要だと思うのですね。それで、山本委員さんが言われた大東市さんの例がすごくいいなと、今ちょっと聞いて思ったのですけれども、またさいたま市さんの表ですか、すごく求めているものだなというような感じがしましたので、またこれは比較的取り組みやすく、やろうと思えば割と早くできそうな気がするので、予算書のあり方そのものを根本的にシステムから変えなければいけないとか、そんなことになってしまうと、もう本当に大変なことになってしまうので、求めているものに一番今すぐ割と近く取りかかれて、求めているのに近いとなると、今おっしゃられたようなものが、何かとてもいいような気がしたのです。そんなものが本当にできたらいいなと今率直に思いましたので、もう意見までいいと思いました。

委員長　山本委員さん。

山本委員　予算に関しては、今申し上げたような感じだろうと思うのですよ。これも5月の臨時会の補正予算の資料です。だから、当初予算だけでなく、補正予算でもこういうものさいたま市会では理事者側から出ているということですね。専決処分の部分も含めてちゃんと出ているようですから、こういう形のもので予算はこれでいけるだろうと。

決算は多分皆さんそれぞれ思うところ違うだろうから、今図書室に事務事業評価シート入っていますけれども、あれをうまく活用できれば決算のほうはあれで対応できるのかなという気もしなくはないです。あれ全部どかんと渡されてもちょっと困ってしまうところではあるのですけれども、決算の審査のほうではあの事務事業評価のシートをうまく使えば、欲しいものある程度そろうようになるのかなという部分だし、むしろ事務事業の評価シートの中で漏れているものがあるということであれば、その部分のつくり込みについて理事者側と協議をすればいいということだと思うので、その2本立てかな。

予算のほうはこの資料をいただかないと、もう積算自体が見えてこないから、そういう部分はつくり込んでもらうとして、決算のほうは事務事業シートをうまく僕らのほうも活用し

ながら使わせてもらうというような形でやっていけば、決算は対応できるのかなというところですね。そういう感じで当面やってみて、切りのいいところで何か予算書本体の作り込みが変えられるようなチャンスがあれば、またそのとき考えればいいのかなというところですね。何しろ今すぐもらえるものということで考えていくのであれば、そういうステップになるのかなという印象を持ちました。

いずれにせよ、いいことだと思うので、やれる方法でやれるところからやればいいのではないのでしょうかね。またそういう情報を公開すれば、市民の人もよりわかってもらえると。また、それでいろいろなご意見を持たれるということですから、やれるところから進めていくべきだろうなというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問あればお願いしたいと思います。

横田委員。

横田委員 これ、バツついているの保守系だったのですが、今いろいろとお話をお聞きして、そういうふうに必要かなという形で思うのですが、だからそういう面で執行部へ今のようなのをやっぱり要望していくという形をとったほうがいいのではないかなというふうに思います。

委員長 ほかにご意見ありますか。

永澤委員。

永澤委員 あと、議案などの資料充実というふうに予算書以外にも議案というのがあるのですが、私も常にこの資料1、資料2、資料3というふうについているにもかかわらず、わけがわからないというのが今の状況で、勉強会をして初めて何人中何人を対象だとかいうのがわかってくるというのが現状だと思うのですね。そこを聞き逃すともう何も根拠すらわからないというのが今の現状ですので、議案書に対してもやはりそういうどういう考えを持ってこの積算根拠になっているのかとか、そういうのが反対にせつかく資料をつくってくださるのであれば、わざわざ口頭で勉強会で説明をしなくても済むようなところまでのものが欲しいなとは思っていますので、あわせて予算書だけではなく、議案のほうもお願いしたいなと思います。

委員長 今、話題になってあれしているのですが、予算書、議案書などの資料充実というふうなことでは話が出ているのですが、最初の話では共産党さんのほうでは一般市民にもそれが渡っていけばわかるようなというふうな資料というふうなことで考えている。市民向けに別につくるという意味ではなくて、そういうふうなことなのですよというふうな話だったのですが、その辺のところでは例えば市民の方がどこまでそれを深く見ているのか、その辺のところ。資料が多くなればなるほど、余り見る機会が減ってくる可能性もあるし、文字が

大きければ大きいほどちょっとぱっと見て市民の人が感覚的にわかるようなこともあるかもしれないし、その辺のところの資料の量とか内容とか、その辺についてのちょっと最初皆さん資料は膨大になるのではないのという最初は話がありましたけれども、その辺の話をちょっと、考え方をちょっと聞かせていただければと思うのですが、膨大になってもやっぱりそれだけつくったほうがいいということなのか、その辺のところは。何かあれば、安道委員さん。

安道委員　こちらとしてはそんなに膨大になるというふうなイメージではとらえていなかったのですね。さっきもあったように、具体的なものを示していけば、よりむしろイメージ、市民はイメージしやすいわけで、数字をぼんと出されただけでは全く理解できなくて、これが何人分に相当するとか、国から何分の1、何分の1でどういうふうになっていますよとかっていただくほうがよりわかりやすいわけですから、そういったものを示していくというふうなことを求めてこちら出したわけで、資料を膨大にすればいいというものではないですよ。それはよりコンパクトでもそういったものをやれるのだと思うのです。

別添でつけていくとかという話もさっきありましたけれども、物すごくとじ込みができないぐらいな資料を出せと言っているのではなくて、わかりやすい、だれが見てもわかりやすいものを出しておいてもらうというふうなことでの提案ですので、膨大にさせようというふうな目的ではありません。

委員長　山本委員さん。

山本委員　市民の皆さんに内容を深く理解していただくということが必要な性質な場合というと、余りたくさんごちゃごちゃ書いても読んでほりませんねというのが片方にあるのだけれども、この手の情報の場合だと、ここにありますということがはっきりしてあれば見たい人が見に来るといった性質のもののような気もするのですよね。これ、その分厚いのを各戸に配って、おうちの皆さん読んでくださいという性質の資料でないという部分はありますので、ただ私たちが使うにしても、その電話帳より分厚いようなものを新たに別に渡されてもねというのが片方にありますから、おのずと限界があるかと思うので、たださいたま市さんの例でもこれ1ページで2事業、だからこれで1つなので、表のつくり方だとか資料のつくり方でその部分ある程度やれるのではないかなという気がしますので、どういう、それこそその秘書業務だとか、その総務管理関係の人件費が発生しないような業務のところまでこういうシートが必要かと言われたら、恒常的にその事業の内容が毎年変わるわけでもなくというふうなところまで入り用になるのかと考えていくと、省いていけばある程度絞り込みがつく部分でもあるので、そういう部分で量を調整しながら必要な情報がコンパクトに全部入っているものを出してもらえたらいいのだろうなというふうには思いますよね。その辺はどういうつくり込みにするとかは、また理事者と協議をして折り合いのつくところでやればいいのか

と思いますし、むしろ私が心配するのは、それはやっぱり法令上の根拠の問題でこういう資料をきちっと出してもらうのだとすれば、今さっき大東市さんの例を挙げましたけれども、やっぱりその政策の背景から費用対効果の部分まで、この項目はすべて新規の提案については全部出してねということにするのであれば、会議規則に書くとか何かしておかないのかなという気がしますよね。

さいたま市さんの場合も、これも議会基本条例があるところでの話ですので、そういう部分でいくと、うちの場合はまだ作り込みがこれからという話ですから、これ即座にやるのだとすれば、もう倫理的に会議規則に入れるか何か考えないと、法令根拠がない中でよこせの何だのという話になると、またそれはそれでという部分もあるし、こっちの立場も弱くなるので、当面は会議規則に入れたほうがいいかなという気がしますね。その政策の論点情報としてこの7項目がわかるように資料をつくって出すことということきちっとつけ足して入れておけばいいのだと思うので、当面、基本条例ができたときには、そっちへ移せばいいわけですから、そういう形でバックボーンをきちっと整備した上で理事者と交渉をして、いずれにせよ議論を高めていくのに必要な情報ということで絞り込む中で必要なことは必ず出せということにしていったほうがいいと思うので、その辺もちょっと含めてご議論いただけたらというふうには思いますけれども。

委員長 ありがとうございます。

今出ていましたけれども、私のほうでちょっとあれした中で、今山本委員さんのほうで持っているさいたま市の資料、それをちょっと皆さんに次回までにというか、早目に渡していただいて、どういうふうな内容なのかちょっと議論が見えないので、その辺のところをみんなで見えてどうなのかということがあろうと思いますし、またこんな情報がこんなふうにあつたらいいという何か自分たちがそういうのがもしあれば、それも提供していただいて、こういうふうな情報だったらいいのではないですかとか、ちょっと具体的にわからないと、話していてもちょっと議論が進まないような気がしますので、あと事務事業評価をうまく使う方法もあるのかなどうなのかとか、最初予算段階からね。その辺のいろいろなあれもありますので、ちょっと今の中では例えば市民受けをするのか、それとも議員を対象にするのか、その辺のこともちょっと自分の頭の中にはあったのですが、議員を対象にした中でそれをある程度わかりやすく表現していけば、一般市民にもわかるだろうというふうな共産党さんの話の中ではそういうふうな方向性があるみたいに見えますので、こんな資料があればいいのではないのかというふうな方向性があれば、それを次回までに提供していただいて、また検討していきたいと思います。ちょっと今の段階ではわからないというか。

議会事務局主幹 ちょっと現状を私が存じている範囲で説明したいかと思います。

まず、決算につきましては、決算の報告書ですか、あちらの部分がかなり年々充実してき

て、これは議会側の要望で執行部のほうもどんどん、どんどん情報量をふやしているという  
ようなことで、かなり詳しくなっているのではないかなと思われま

それから、予算書、当初予算につきましては、予算書本体、予算書プラス説明書の冊子に  
なっている部分につきましては、システムでもう組んであるような内容ですので、なかなか  
これを大々的に変えるというのは難しいかな。また、それを変えるに当たっては、ページ数  
も当然どんどんふえていくでしょうし、その辺難しいのかなと思いますけれども、今予算に  
つきましても説明書が、報告書でしたか説明書でしたか、ついていていると思います。ただ、こ  
れは私ども庶務予算担当としましては、決算に比べるとかなり内容は薄いです。新規事業の  
みとか、本当の重要施策のみとか、さっき言われたような数字的な根拠は余り載っていない  
のかな、どちらかという事業概要なのかなという気がします。

なぜそうなのかなというのも多分執行部側としては理屈がありまして、事業の予算でこれ  
だけとっていると、確かに積算根拠としてはこういうふうにありますけれども、それが事業  
を実施していく段階でその総額の中で若干フレキシブルにとらえなければいけない部分もご  
ざいますでしょうし、余り件数ががちにというふうな組み方はできないのかなという部分  
も執行部側の抗弁としてはあるのかなという気がします。ただ、そちらを充実させるという  
のは、できない話ではないのかなというふうには思われます。

それから、補正予算の先ほどさいたま市の例がありましたけれども、入間市の例でいきま  
すと、今勉強会のときに財政課のほうで、大きな事業のみでしようけれども、概要版をつく  
っております。あれを議決後にホームページで公開しているというような状況でございます。  
それが補正予算の取り組み状況。

それから、一般議案につきましても、こちらも議会ごとでいろいろ要望が、こういうもう  
ちょっと説明を詳しくしたほうがいいのではないかとかというのは、逐次取り入れていると  
は思います。一例で申し上げますと、私担当の都市経済常任委員会の部分でいいますと、道  
路認免の議案なんかですと、かつてある委員さんがこれ案内図がないと、どこの場所だかわ  
からないというような提案がありまして、その次回から案内図もつけたりとか、そういった  
ことで議会側からの要望が条例案件につきましてもあれば、取り入れられる部分は執行部側  
は取り入れていくのではないかなとは思いますが。現状としては以上、私なりの把握内容とし  
てはそんなところ

以上です。

委員長 わかりました。

今そういうふうな説明がありました。それで、どこをどういうふうにしていけばいいのか  
というふうな内容もあろうと思いますので、次回までにあるようでしたら、これをこういう  
ふうにしたほうがいいのではないのかという具体的な内容があれば出していただいで、そのシ

システム自体を変えるということはちょっと難しい内容もあろうと思いますけれども、その辺のところを次回ちょっと議論していきたいと思います。

一応大体予定の3時になりましたので、その件については次回また持ち越して検討していきたいと思いますので、資料があるようでしたら事務局のほうに出していただいて、それを配っていただけたら議論が深まっていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、進行で、次回の日程についてを議題としたいと思うのですが、次回はいつあれましようか。

今月もう一回ぐらいあれですか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 来週、16日の週はいない。

〔(はい、いません) と言う人あり〕

委員長 今月はもういいですか。

2月にいきましょうか。2月は6日の週、議運の視察ありますけれども。

〔(介護施設で……) と言う人あり〕

委員長 ああ、そうですか。7、8、9ね。8、9、10。

7日は大丈夫ですか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 広報。

〔(午後) と言う人あり〕

委員長 午後、広報。

〔(午後は大丈夫です) と言う人あり〕

委員長 午後は大丈夫。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 7日、大丈夫ですか。2月7日はどうですか。

〔(大丈夫) と言う人あり〕

委員長 大丈夫。9時半。

〔(1時半、午後) と言う人あり〕

委員長 午後は大丈夫だと言ったのだね。1時半から。

それと、もう一回ぐらい……16日、告示だね。15は、次の週ではちょっと早い、済みません。もう一週ぐらい置いて。

そうすると、今度は開会になってしまうのだね。開会の中でやりますか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 議運の後ね。いいですね。議運の後やりますか。議運は午前中。

〔(9時半から) と言う人あり〕

委員長 9時半から。それ終わった後、それとも午後。午後がいい。

〔(1時間ぐらいで終わるんでしょう) と言う人あり〕

委員長 1時間ぐらい。1時間ぐらいで。10時半から。議運。議運、わからないね。

〔(だから聞いて) と言う人あり〕

議会事務局主幹 議運のほうは2月6日に実施します。あと、公文書の管理についての協議がもしかしたら……

委員長 午後のほうがいいか。午前中で終わるでしょう。わからない。日を改めて。

議会事務局主幹 終わるか終わらないか……

委員長 そうか、2月6日やって、そうだね。視察やって、そのあれだものね。そうすると。

〔何事か言う人あり〕

委員長 翌週になるけれどもね。7日にやって15だから。

〔何事か言う人あり〕

委員長 2月の2週はちょっと……入っているからね。翌週だけれども、15日はどうですか。告示の前の日。

〔何事か言う人あり〕

委員長 そうだね。

〔何事か言う人あり〕

委員長 あと、22日は、議運の次の日。出納検査、ではだめです。

〔何事か言う人あり〕

委員長 そうだね、余りね。23日、1月23日は。出納ね。24日は議員倶楽部。25日午前中は、だめ。

〔何事か言う人あり〕

委員長 30日午前中、この辺きつい。

〔(やめて) と言う人あり〕

委員長 やめてと言っています。7日にやって、15日にやって、それで。

〔(決まったの) と言う人あり〕

委員長 いやいや、決まっていない。7日にやって、15日はどうかなという話で、持ち帰りがあったとしてもそれは飛ばして進んでいくとか、15日はどう。

〔(一たん休憩) と言う人あり〕

委員長 それでは、1回休憩したいと思います。休憩。

午後 3時07分 休憩

午後 3時28分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次回の日程は、2月7日火曜日1時30分から、その次が3月15日木曜日1時30分から、その次が3月28日水曜日9時30分から行います。

次回以降の検討テーマについて、2月7日は今回持ち帰りになっております件に、あとその次に各議員の議案に対する賛否の全面公開、短期・中期のナンバー7の行政情報の取得強化、②、文書による質問・回答のルール明文化、情報公開、図書室の充実、情報公開の広報の改善ですか、を議題として進んでいきたいと思っております。

その段階が終わりましたら、今度は委員会の常任委員会についての内容について、常任委員会活性化、閉会中における所管事務調査の継続実施、常任委員会活性化の議案外質疑の実施、常任委員会活性化の過半数議決案件に対する可否同数の取り扱いについてを順次進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 その方向で進んでいきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

△ 閉会の宣告 (午後 3時31分)

委員長 それでは、以上で、何かあれば出していただいて、ないですか。

それでは、特になければこれをもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。

本日はご苦勞さまでした。ありがとうございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲